

訪問介護サービス

重要事項説明書

有限会社 ゆうケアサービス

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

(1) 事業者概要

1 事業者名称	有限会社 ゆうケアサービス
2 所在地	〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町3丁目57番4号
3 法人種別	有限会社
4 代表者	取締役 堤 優子
5 電話	078-521-7241
6 FAX	078-521-7841
7 メールアドレス	yuu-care@ia2.itkeeper.ne.jp

(2) ご利用事業所

1 事業所名称	訪問介護ゆうケアサービス
2 指定番号	2870500291
3 所在地	〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町3丁目57番4号
4 電話	078-521-7241
5 FAX	078-521-7841
6 メールアドレス	yuu-care@ia2.itkeeper.ne.jp
7 開設年月	平成12年4月1日

(3) 事業所の責任者

1 職名	管理者
2 氏名	堤 優子

(4) 事業実施地域

1 実施地域	神戸市兵庫区、長田区、中央区 当該地域内では交通費はサービス料金に含まれています。 地域外でのサービス提供の場合は、別紙の通りです。
--------	--

(5) 事業の目的及び運営方針

- 事業の目的
有限会社ゆうケアサービスが開設する訪問介護ゆうケアサービス（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業

所の訪問介護研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。

2 運営の方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

（6）ご利用事業所の職員体制

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理に当たります。

- 2 サービス提供責任者 介護福祉士 2名（常勤1名・非常勤1名）以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに自らも指定訪問介護の提供に当たります。

3 訪問介護員等

介護福祉士 2名（常勤）以上

介護福祉士 1名（非常勤）以上

実務者研修修了者（ヘルパー1級含む） 2名（非常勤）以上

初任者研修修了者（ヘルパー2級含む） 2名（非常勤）以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たります。

（7）営業日及び営業時間

1 営業日 月曜日～土曜日

ただし年末年始12月31日から1月3日までは休日とします。

2 営業時間 午前9時～午後5時30分

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

（8）サービスの提供方法、内容

- 1 訪問介護サービスとして、訪問介護員が利用者の居宅を訪問して、①入浴、排泄、食事等の介助 ②調理、洗濯、掃除等の家事 ③生活等に関する相談及び助言 ④その他利用者に必要な日常生活上の世話を提供します。

ただし服薬介助、経管栄養、吸入等の処置など医療行為に該当するサービスは禁止されているため行いません。

- 2 利用者の家族に対する調理や洗濯など、利用者以外の者にサービスを提供

する場合には、介護保険適用外部分となり別に契約を締結する必要があります。

- 3 訪問介護員は、サービスの提供の都度、利用者または利用者の家族の同意を得て、サービス提供に必要な範囲で消耗品や、器具、材料を使用します。
- 4 訪問介護員が提供するサービスのうち、利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険適用の有無については、別紙利用サービス一覧表に記載した通りです。
- 5 訪問介護員は、介護福祉士または介護職員初任者研修課程(ホームヘルパー 1～2 級を含む)を修了した者としてします。
- 6 利用者はいつでも訪問介護サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。利用者からの申し出があった場合、当事業所の(5)に規程する訪問介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに訪問介護サービスの内容を変更します。

(9) 利用料及び他の費用

- 1 訪問介護員が提供する介護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用は、別紙に記載した通りです。
- 2 訪問介護員から提供を受ける訪問介護サービスが介護保険の適用を受ける場合、利用者は当事業所に対し、原則として利用料の 1 割～3 割(介護保険負担割合証記載の負担割合に依る)をお支払い下さい。
- 3 介護保険法の規定により、利用者の状態(初回加算、緊急時対応等)により、個別にご負担いただきます。(別紙)
- 4 利用者が訪問介護員の提供するサービスの利用をキャンセルする時は、当事業所は利用者に対し、キャンセルした時期に応じて、別紙に記載したキャンセル料の支払を求めることができます。
- 5 利用者は当事業所に対し、当月の利用料を、翌月 17 日迄に担当のヘルパーにお支払い下さい。

発行された領収書は大切に保管して下さい。

(10) 緊急時の対応

訪問介護サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医または協力医療機関と連絡を取り救急治療あるいは緊急入院など必要な措置をとります。また利用者の家族にも速やかに連絡します。

(11) 損害賠償

- 1 利用者は訪問介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利

用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、利用者に対して損害を賠償いたします。

- 2 当事業所は万が一の事故に備えて東京海上日動火災保険株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。

(12) 身分証携行義務

当事業所の訪問介護員は、常に身分証を携行し、①初めて利用者の居宅を訪問した時、②利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(13) 守 秘 義 務

- 1 当事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する訪問介護サービスの提供に当たって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- 2 当事業所は従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

(14) 虐 待 の 防 止

当事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、下記の対策を講じています。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 堤 優子
-------------	----------

- 2 成年後見人制度の利用を支援します。
- 3 苦情解決体制を整備しています。
- 4 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(15) 苦 情 処 理

- 1 利用者又は利用者の家族は、提供された訪問介護サービスに苦情や相談がある場合、いつでも下記の相談窓口で苦情を申し立てることができます。

電 話 0 7 8 - 5 2 1 - 7 2 4 1

F A X 0 7 8 - 5 2 1 - 7 8 4 1

担当者 管理者 堤 優子

- 2 利用者又は利用者の家族は、介護保険サービスの苦情については、下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスの苦情について)

神戸市福祉局 監査指導課	連絡先 078-322-6326 受付時間(平日) 8:45~12:00 13:00~17:30
養介護施設従業者等による 高齢者虐待通報専用電話 (監査指導課内)	連絡先 078-322-6774 受付時間(平日) 8:45~12:00 13:00~17:30
兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口)	連絡先 078-332-5617 受付時間(平日) 8:45~17:15

(介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて)

神戸市消費生活センター	連絡先 078-371-1221 受付時間(平日) 9:00~17:00
-------------	---

令和 年 月 日

当事業所は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始にあたり、

☒利用者

☐利用者の家族

に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者

事業所所在地	神戸市兵庫区荒田町3丁目57番4号
名称	訪問介護ゆうケアサービス
代表者名	取締役 堤 優 子
説明者	堤 優 子 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。

私は、居宅介護サービスの提供開始に同意します。

利用者 住 所

氏 名 (印)

利用者の家族 住 所

氏 名 (印)

別 紙

1. 利 用 料

利用料は、サービスの内容・利用する時間帯・利用する時間の長さによって異なります。

(1回あたり・神戸市内)

	サービス提供区分		国が定めた単位	ご利用者支払額		
				1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満		163単位	177円	354円	530円
	20分以上30分未満		244単位	265円	529円	794円
	30分以上1時間未満		387単位	420円	839円	1,259円
	1時間以上1時間30分未満		567単位	615円	1,230円	1,844円
	1時間30分以上 30分増すごとに加算		(567単位に) +82単位ずつ	89円	178円	267円
生活援助	20分未満		生活援助の20分未満はありません			
	20分以上45分未満		179単位	194円	388円	582円
	45分以上		220単位	239円	477円	716円
身体介護と生活援助の混合	身体介護の 所定単価	生活20分以上	身体介護の単位 +65単位	1割	身体の料金+70円	
				2割	身体の料金+141円	
				3割	身体の料金+211円	
		生活45分以上	身体介護の単位 +130単位	1割	身体の料金+141円	
				2割	身体の料金+282円	
				3割	身体の料金+423円	
		生活70分以上	身体介護の単位 +195単位	1割	身体の料金+211円	
				2割	身体の料金+423円	
				3割	身体の料金+634円	

※ご利用者支払額の負担割合については「介護保険負担割合証」に記載されています。

加 算

加算名称		緊急時 加算	初回 加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ
1. 利用料金		1,084 円 (100 単位)	2,168 円 (200 単位)	単位×24.9%×10.84 円
2. うち、介護保険 から給付される金 額	1 割	975 円	1,951 円	9/10
	2 割	867 円	1,734 円	8/10
	3 割	758 円	1,517 円	7/10
3. サービス利用に 係る自己負担額 (1－2)	1 割	109 円	217 円	1/10
	2 割	217 円	434 円	2/10
	3 割	326 円	651 円	3/10

割 増 昼間(午前8時から午後6時まで)以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料が割増になります。

提供 時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
時間帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 1 0 時まで	午後 1 0 時から 翌朝午前 6 時まで
加算割合	2 5 %	2 5 %	5 0 %

- ※ やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て 2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。
- ◎ 利用者負担金について、介護保険の適用部分は介護保険の法定利用料に基づく金額の 1 割（または所得により 2 割か 3 割）となります。介護保険の適用がない場合には、事業者が設定した金額となります。
- ※ ただし、介護保険の適用がある場合でも、保険料の滞納などにより、1 割～3 割の「利用者負担金」で利用できなくなる場合があります。その場合は、一旦表の「利用料」を頂き、サービス提供証明書を発行し、後日、差額の払戻しを受ける為の手続きが必要になります。
- ◎ 上記のほかに利用者は、サービスの実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話の費用を負担します。
- ◎ 居宅が事業者の通常の事業実施区域外である場合には、事業者に対し、交通費の実費を支払います。

- ◎ 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

2 キャンセル規定

- (1)利用者の都合によりサービスをキャンセルする場合は、次のキャンセル料を支払うものとします。但し、利用者の容態の急変など、緊急のやむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日（午後５時３０分）迄にご連絡いただいた場合	無 料
利用日の前日（午後５時３０分）迄にご連絡がなかった場合	１，０００円／回

3 その他

- (1)利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応しますので、事業者にご相談下さい。
- (2)サービス提供の際の事故等を避ける為、次の事項にご留意下さい。
- ア．ヘルパーは、医療行為や、年金等の管理、金銭の貸し借りなど金銭の取扱いは致しかねますので、ご了承下さい。
- （生活援助としての買物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です。）
- イ．ヘルパーは、介護保険制度上、利用者の介護や家事のお手伝いを行うこととされています。ご家族の方の食事等の業務については、介護保険外のサービスとなりますので、ご了承下さい。

神戸市兵庫区荒田町３丁目５７－４
有限会社 ゆ う ケ ア サ ー ビ ス
TEL ０７８－５２１－７２４１
FAX ０７８－５２１－７８４１